公益的法人等へ

の福岡県職員の派遣等に関する規則

(平成十三年福岡県人事委員会規

第 成 T 十 Ŧī. 六 百 年 Ŧî. 九 月 + Ŧî. 十 号 日

、地域活性化センター」

を

般財団法人地域創造

に

「公益財団法人福

増 刊

(1)

次

掲 目

再

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正す

)福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の指定に関する

る規則 (人事委員会事務局給与公平課)

規則の

部を改正する規則

健康增進課

再 掲

する同条例第二条第二 福岡県公告式条例 一項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 (昭和) 一十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、

ここに公布する。

平成二十六年五月八日

福岡県人事委員会委員長 簑 \mathbb{H} 孝 行

福岡県人事委員会規則第十三号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

則第十八号) 0) 部を次のように改正する

別表第 般社団法人又は 一般財団法人の項中

般財団法人救急振興財団 を 般財団法人自治体国際化協会」般財団法人救急振興財団 に 般財団法

財団法人自治体衛星通信機構

岡県国際交流センター」

を

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財「公益財団法人福岡県国際交流センター

団

に改め、

財団法人自治体国際化協会

財団法人地域総合整備財

財団法人地域創造

を削り、

同表特別の法律により設立された

財団法人地方自治情報センタ

財団法人福岡県産業・科学技術振興財 財団法人福岡県産炭地域振興センター 団

法人の項中 「独立行政法人科学技術振興機構」 を削る。

別表第二中 「株式会社久留米ビジネスプラザ」 及び 「株式会社福岡ソフトウェアセン

ター」を削る。

附

則

この規則は、 公布の日から施行し、 改正後の公益的法人等への福岡県職員の 派遣等に

平成二十六年四月一日から適用する。

関する規則の規定は、

福岡県公告式条例 (昭和 一十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する

太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則

0

部を改正

する規則を制定し、 ここに公布する。

福岡県立精神医療センター

平成二十六年五月十五

福岡県規則第三十七号

福岡県立精神医療センター 部を改正する規則

一太宰府病院の指定管理者の指定に関する規則

福岡県知事 小 Ш

洋

定期発行日 毎週火金曜日